

■ 価格以外の評価点の申請に係る留意点について

令和7年2月20日更新

総合評価落札方式による入札における価格以外の評価点の申請に係る留意事項は以下のとおりです。（令和6年度から変更はありません。）

■ 【 価格以外の評価点に係る書類の提出時期・提出者について 】

平成28年度より、事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）関係書類の提出時期は、以下の取扱いとしております。

【入札参加申請時】

提出書類：「事後審査型一般競争入札参加申請書」及び「提出調書」

提出者：入札参加申請者全員

【落札候補者決定後】

提出書類：「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書」及び「確認書類」

提出者：落札候補者のみ

● 「提出調書」及び「確認書類」とは？

「価格以外の評価点申請書」で加点を申請した項目について裏付けとなる書類です。（別紙「価格以外の評価点に係る確認書類」のとおりに）

● 入札参加申請時には、「確認書類」は添付しないでください！

確認事務の簡素化のため、「確認書類」の確認は落札候補者のみとしております。入札参加申請時に「確認書類」を添付のうえ提出された場合は、受付を行わずに返却します。

■ 【 「確認書類」が提出できない場合の入札無効の取扱いについて 】

価格以外の評価点は、入札参加申請時に提出していただく「価格以外の評価点申請書」を基に決定します。

入札後、落札候補者となった場合に「確認書類」を提出していただきますが、「価格以外の評価点申請書」で加点とした項目に係る確認ができない場合は、錯誤・虚偽等の理由の如何によらず、当該落札候補者の行った入札は無効として扱い、契約を締結しません。（この場合、改めて変動型基準価格を算定し、落札候補者を決定します。）

「価格以外の評価点申請書」については、記載内容に誤りが無いこと、「確認書類」が準備できることを、提出前に十分ご確認ください。

● 「確認書類」は余裕を持ってご準備ください！

「確認書類」の提出は入札後に落札候補者のみ行いますが、取得までに日数を要する書類もあります。「確認書類」の提出が間に合わずに加点とした項目に係る確認ができない場合は無効となりますので、早めの準備をお願いします。